

地方自治法(昭和22年法律第67条)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び飯塚市会計規則(平成18年飯塚市規則第56号)第40条の4第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

飯塚市長 武井政一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
富士フイルムシステムサービス株式会社
東京都板橋区坂下一丁目19番1号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者が納入事務を行う歳入等の種類
法人請求オンラインサービスにより納入される証明書発行等手数料
- 4 指定納付受託者が歳入等を納付する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで